

令和6年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 議事次第

日時：令和6年6月21日（金）

14時00分～

場所：ウェブ会議（公開）

1. 開会挨拶
2. 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
3. 第91回WOAH総会報告
4. 2024年2月のWOAHコード委員会報告書において提示されたコード改正案等に係る意見交換
 - ① アニマルウェルフェアの勧告に関する序論（第7.1章）
 - ② 疾病制御を目的とした殺処分（第7.6章）
 - ③ コード委員会の今後の活動計画
5. その他

令和6年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

メンバー名簿

<通常メンバー>

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 飯塚 修 | (公社) 日本動物福祉協会 理事 |
| (2) 磯部 尚 | (公社) 畜産技術協会 国際交流部長 |
| (3) 小田 茂樹 | 北海道農政部生産振興局 畜産振興課
家畜衛生担当課長 |
| (4) 片野 緑 | 日本生活協同組合連合会 組織推進本部
社会・地域活動推進部 部長 |
| (5) 瀬瀬 美千世 | 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 事務局長 |
| (6) 近藤 康二 | (公社) 中央畜産会 専務理事 |
| (7) 境 政人 | (公社) 日本獣医師会 専務理事 |
| (8) 塩島 勉 | (一社) 日本食肉加工協会 専務理事 |
| (9) 砂川 富正 | 国立感染症研究所 実地疫学研究センター
センター長 |
| (10) 筒井 俊之 | 立命館大学 食マネジメント学部 教授 |
| (11) 寺田 繁 | (一社) 中央酪農会議 事務局長 |
| (12) 村尾 芳久 | (一社) 全国スーパーマーケット協会 事務局長 |

(五十音順)

国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会開催要領

平成 22 年 4 月 26 日
消費・安全局 動物衛生課
(令和 3 年 11 月 1 日一部改正)
(令和 5 年 8 月 1 日一部改正)

1. 趣旨

- (1) 国際獣疫事務局（WOAH）は、動物衛生、人獣共通感染症、アニマルウェルフェア及び畜産物の生産段階における安全確保に関する国際基準（WOAHコード）を作成している。また、WTOの「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」は、動物の生命及び健康を感染症から守るための加盟国の動物検疫措置が、WOAHの作成する国際基準に基づいていなければならないとしている。
- (2) WOAHCコードは、加盟国への意見聴取と、WOAH総会における採択を経て策定又は改正される。WOAHコードの策定・改正は国内の産業界や消費者等の関係者に影響を及ぼすことから、WOAHコードの策定又は改正に関する我が国の対応方針を決める前に、行政を含めた関係者間で情報を共有するとともに、意見交換を行うことが重要である。また、WOAHコードの策定・改正に関する議論は複数年にわたることから、国際基準に反映されやすい対応方針とするためには、WOAH基準を理解しているメンバーが継続的に参加して意見交換を行う場を設けることが必要である。
- (3) このため、消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体、学識経験者等の国内関係者と継続的に意見・情報交換を行うことを目的として「国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会」（以下「WOAH連絡協議会」とする。）を開催する。

2. メンバー構成

WOAH連絡協議会のメンバーは、通常メンバー及び臨時メンバー合わせて20名以内とする。

(1) 通常メンバー

WOAHコードについて、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べることができる以下の関係者を通常メンバーとして選定する。

- ・ 消費者団体、アニマルウェルフェア等環境関係団体、畜産物の製造・流通・小売関係団体、生産者団体等からの推薦者（9名）
- ・ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会委員等の学識経験者（3名）

(2) 臨時メンバー（議題に応じて参集するメンバー）

議題に応じて必要があれば、専門的な立場から技術的な知見や意見を述べるができる以下の有識者を臨時メンバーとして選定することができる。

- ・ 議題に関する団体等からの推薦者又は議題に関する学識経験者（8名以内）

3. メンバーの選任

(1) 推薦方法

団体からの推薦を受けてメンバーを選任する場合は、当該団体から推薦理由を確認できる文書の提出を求める。なお、同一団体からの推薦は1名までとする。

(2) 任期

通常メンバーの任期は、2年とする。ただし、任期途中の欠員に伴い選任されたメンバーの任期は前任者の残余期間とする。

(3) 選任基準

メンバーの選任に当たっては、審議会委員の選任の基準に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。

4. 開催方法

- WOAH連絡協議会は、冬（12月～1月）及び夏（6月～8月）の年2回の開催を基本に、必要に応じて追加開催することとし、WOAH陸生コード改正案についての意見交換、WOAHの総会をはじめとした主な活動や運営状況の報告を行う。
- 議事進行は、通常メンバーのうち互選等により選出された者が行う。
- WOAH連絡協議会は、出席メンバー相互の意見交換を中心とし、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある場合には、出席メンバーの総意のもと、非公開とすることができる。
- WOAH連絡協議会の資料は、公開とする。ただし、特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。
- WOAH連絡協議会の議事概要は、出席メンバーの確認をとった上で、発言者を明示し、公開する。
- 傍聴者の募集は農林水産省のホームページより行う。傍聴者による発言は認めない。

5. 事務局

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和6年度第1回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会 配付資料一覧

資料1：最近の家畜衛生をめぐる情勢について

資料2：第91回 WOAH 総会報告

資料3：アニマルウェルフェアの勧告に関する序論

資料4：疾病制御を目的とした殺処分

資料5：コード委員会の今後の活動計画

【参考資料】

参考1：第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」の改正案
（英文）

：第7.1章「アニマルウェルフェアの勧告に関する序論」の改正案
（仮訳）

参考2：第7.6章「疾病制御を目的とした殺処分」の改正案（英文）

：第7.6章「疾病制御を目的とした殺処分」の改正案（仮訳）

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

令和6年6月
消費・安全局動物衛生課

豚熱の発生状況と今後の対応について

豚熱（CSF）とは

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。
飼養豚では21都県、野生いのししでは36都府県で発生（令和6年6月6日時点）。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
※ 有効なワクチンが存在



【皮膚紫斑（しはん）】
（出典：動物衛生研究部門）

佐賀県における豚熱発生事例

佐賀県 1 例目（国内88例目）
確認日：令和5年8月30日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約450頭

佐賀県 2 例目（国内89例目）
確認日：令和5年8月31日
農場所在：佐賀県唐津市
飼養規模：約10,000頭



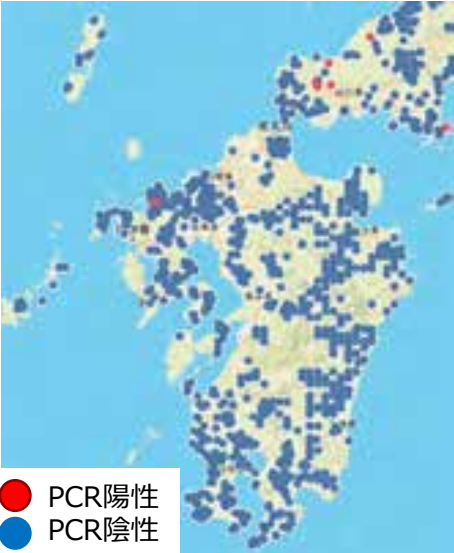
豚熱陽性いのしし 4 例
（捕獲3頭、死亡1頭）
場所：佐賀県唐津市
捕獲、発見日：
令和6年5月30日から6月6日

今回の確認を受けた九州地域における豚熱対策について①

- 令和5年8月、佐賀県の飼養豚農場で豚熱を確認して以降、**サーベイランスを強化**するとともに、野生いのししにおける陽性が確認された場合等に備え、**県協議会の設立や演習を通じて経口ワクチンの散布体制を整備してきた。**
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、**サーベイランスを強化・徹底**するとともに、野生いのししを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図るため、佐賀県において野生いのししに対する**経口ワクチンの散布及び重点的な捕獲を行う。**

九州地方のサーベイランスの強化・徹底

- 各種対策を有効に実施するため、浸潤状況を把握することが重要
- 九州各県の野生いのししにおける豚熱の感染状況について、サーベイランスを強化・徹底し、感染の有無を把握していく必要



● PCR陽性
● PCR陰性

令和5年8月29日以降の検査状況と検査頭数

県名	検査頭数
福岡県	274
佐賀県	419
長崎県	282
熊本県	323
大分県	369
宮崎県	359
鹿児島県	311
合計	2,338

佐賀県における経口ワクチンの散布

- 今般の確認を受け、佐賀県を経口ワクチン散布推奨地域に指定
- 特に、感染確認地域周辺では、迅速かつ重点的に経口ワクチン散布を実施
- 経口ワクチンについては、60万個以上を確保済（5月末時点）
- 猟友会等と連携して引き続き捕獲の強化を実施

これまでの取組

○**経口ワクチン県協議会の設立**
散布の枠組となる県協議会について、令和5年中に九州全県で設置済。

○**経口ワクチン散布演習の実施**
令和5年に宮崎県、佐賀県で実施。各演習には近隣県の担当者も参加。農林水産省、農研機構からも講師を派遣し、対応。

なお、飼養豚では既に初回の豚熱ワクチン接種が完了



イノシシの豚熱感染防げ
小城市でワクチン散布演習

佐賀：佐賀新聞（11月11日）
福岡県、長崎県担当者も参加

4

今回の確認を受けた九州地域における豚熱対策について②

- 我が国の豚の主産地である九州での豚熱の発生リスクがかつてないほど高まっているため、大臣からメッセージを発出し、危機感を共有するとともに、県、市町村、生産者など各地域の関係者の取組を徹底
- 特に、生産者に対しては、九州全域でのワクチン接種は行われているものの、ワクチン頼みにならないよう、飼養衛生管理を再点検し、ウイルスを農場に持ち込ませないよう取組を徹底

飼養衛生管理の再点検と徹底

- 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒
- 野生動物の侵入防止対策の実施
- 万が一の発生に備えた埋却地等の点検及び確保

(ワクチンは接種し、免疫を獲得していても、完全に感染を防ぐものではないため、飼養衛生管理の徹底が重要)

適時適切なワクチン接種の実施

- 既に九州各県では、全ての養豚場において、豚熱ワクチンを接種済
- 感染リスクの高い子豚に十分に免疫を付与するために適時適切にワクチンを接種

早期通報の徹底

- 飼養豚群の健康状態を日頃からの確に把握
- 豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底

移動式レンダリング装置の配備状況

- 九州は国内豚肉生産の約3割を占める一大養豚地帯であり、今後九州域内で豚熱が続発した場合、**短期間で殺処分数が増大し、死体等の処理の遅延によるまん延が懸念**される。
- 令和5年度補正予算において、追加配備できるよう措置し、先行して**既に配備されている移動式レンダリング装置**について、**1台南九州地域に移管済（九州地域では2台配備）**。

移動式レンダリング装置の概要

外観

投入口

輸出口

30m

3m

殺菌ユニット

破砕ユニット

家畜の処理過程(赤矢印)

加熱ユニット(ボイラー)

製品サイロ

殺菌ユニット

破砕ユニット

移動式レンダリング装置の処理能力

家畜種	処理頭数 [※]	備考
牛	180頭	平均体重650kg/頭で換算
豚	2,000頭	平均体重60kg/頭で換算

※ カタログスペック500kg/時を備考の値で日換算

配備状況

全国4カ所の動物検疫所に配備

北海道・東北支所胆振分室

横浜本所

門司支所

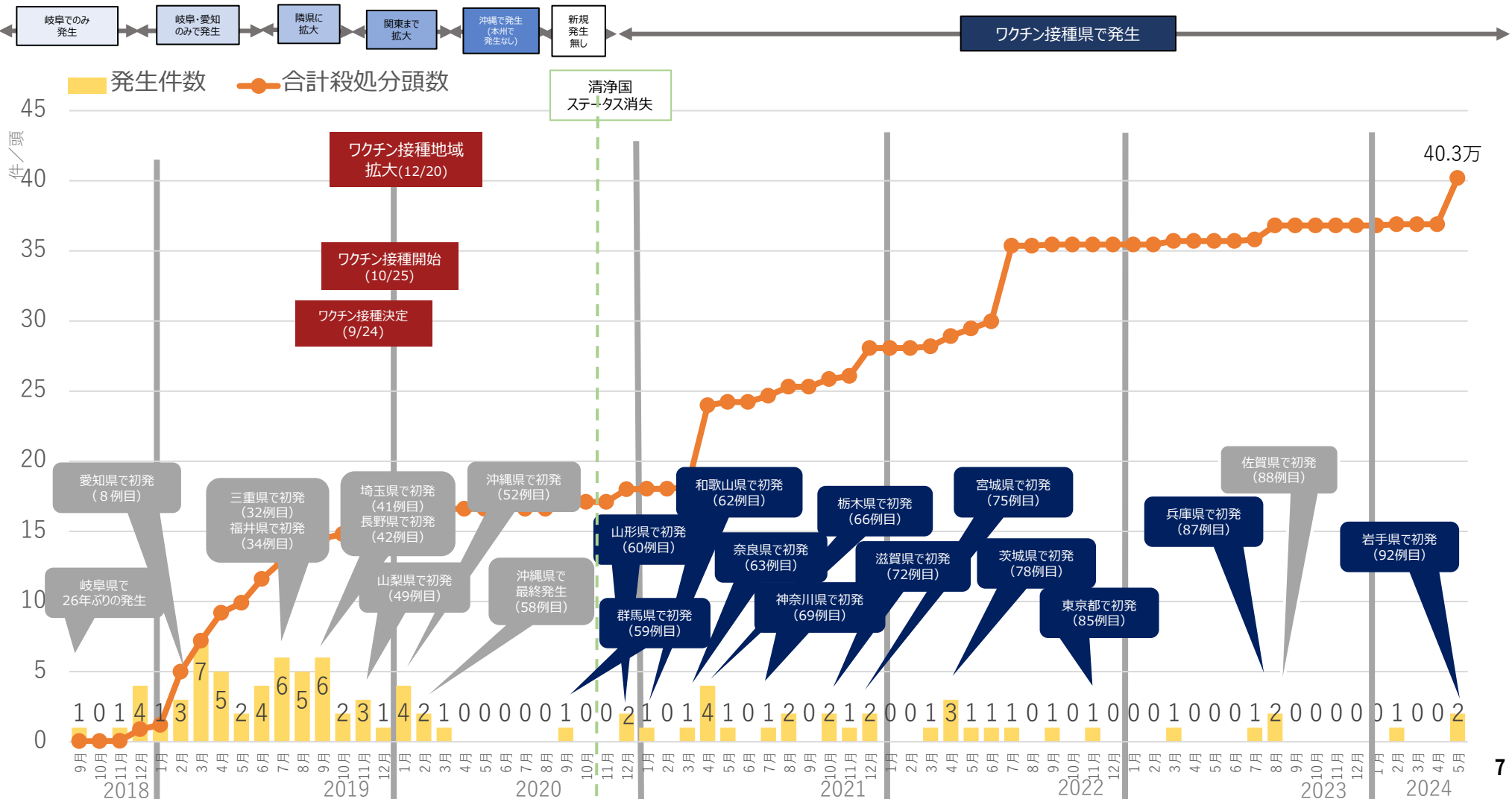
中部空港名古屋出張所
(新装置を追加配備予定)

鹿児島空港出張所

資材名	胆振	横浜	中部	新門司	鹿児島空港
移動式レンダリング装置	1台	1台	1台 (追加予定)	1台	1台

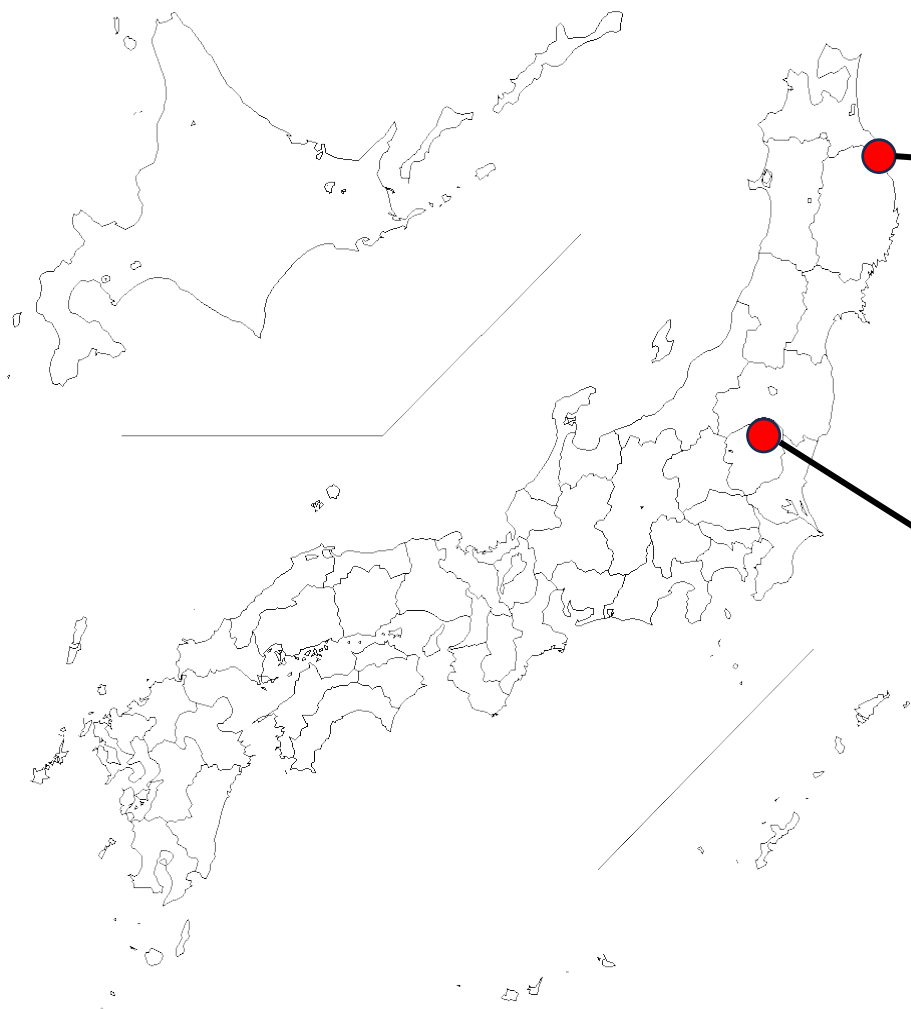
豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県及び岩手県の**21都県**で**計92事例**発生し、これまでに**約40.3万頭を殺処分**。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定**、10月15日に防疫指針を改訂、**10月25日からワクチン接種開始**。
- 2020年9月3日**にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する**豚熱の清浄国ステータスを消失**。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県、岩手県といった**ワクチン接種県**においても発生。**本年5月下旬に栃木県、岩手県で相次いで豚熱が発生**。



本年5月の栃木県、岩手県での豚熱発生

- 本年5月下旬に栃木県及び岩手県の養豚場で、相次いで豚熱の発生が確認。
- 両者の関連性はないものの、いのしの活動も活発な時期を迎えており、各都道府県で豚熱の発生予防及びまん延防止対策を徹底。



国内92例目（岩手県 1 例目）
確認日：令和6年5月28日
農場所在：岩手県洋野町
飼養規模：約17,500頭

国内91例目（栃木県 6 例目）
確認日：令和6年5月26日
農場所在：栃木県那須塩原市
飼養規模：約16,000頭

参 考 資 料

野生いのししにおける基本対策

(1) サーベイランスの強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、全都道府県における野生いのししのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に全都道府県に向けて豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生いのしし死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

(2) 捕獲の強化

豚熱

アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等46都府県に「捕獲重点エリア」の設定を依頼。

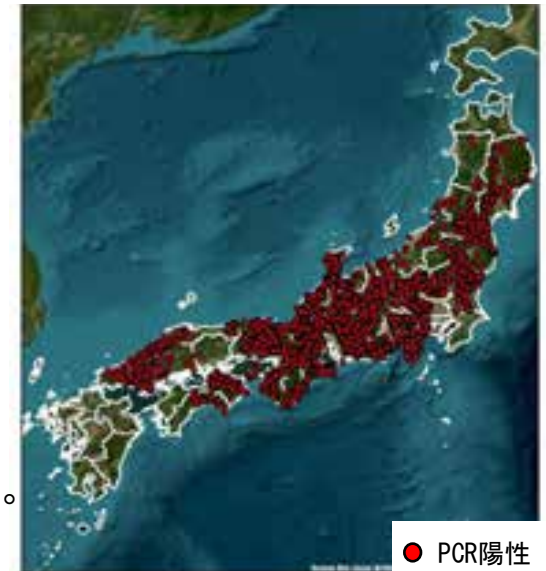
(3) 経口ワクチン散布

豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、豚熱陽性が確認されている県及びその隣接県等39都府県のうち、沖縄県を除く38都府県で経口ワクチンを散布。

【36都府県で豚熱陽性野生いのししを確認】

豚熱感染野生いのしし発見地点
(令和6年5月31日時点)



(4) 感染防止のための周知等の推進

豚熱

アフリカ豚熱

- 山林作業や観光客等、山林に立ち入る者に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布等により、周知の推進。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

(5) 法改正・制度的整理等の対応

豚熱

アフリカ豚熱

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。
- 野生いのししの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による5局庁長連名通知の発出（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（防疫指針の改正・基本方針の策定（令和6年3月）、防疫演習の実施等）。¹⁰

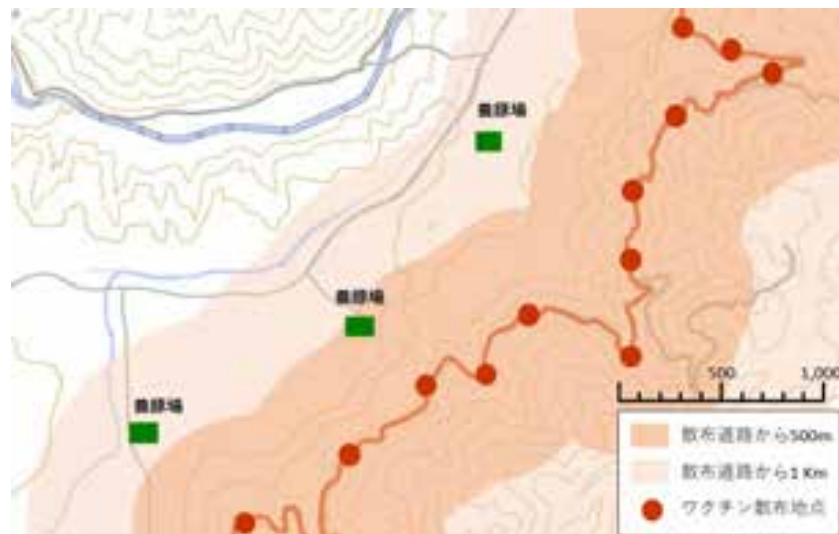
豚熱経口ワクチン散布の効果と方向性

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始し、**現在までに38都府県が経口ワクチンを散布**（令和6年6月6日時点）。
- 経口ワクチンの散布を早い時期から実施している中部地方の県では、**野生いのししの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得いのししを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得いのししの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生いのししを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで以下を目指しているところ。
 - ① **農場への感染リスクの低減**
 - ② まん延スピードを弱め、佐賀県以外の九州等**未確認地域への侵入を防止**
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、いのししの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

（参考）養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

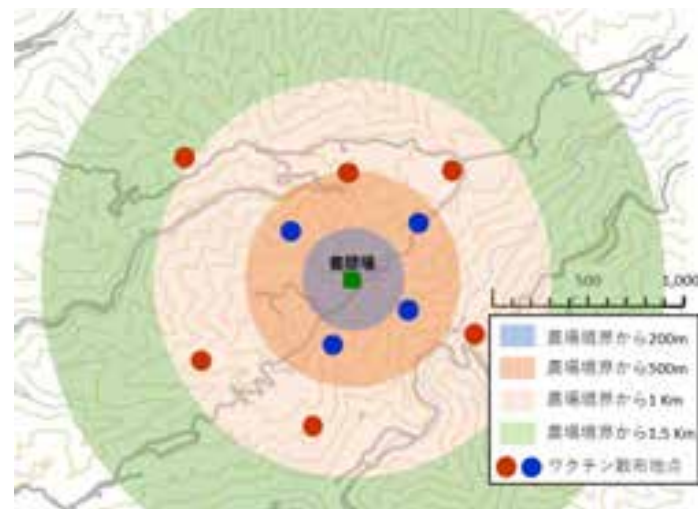
（豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。）

A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でいのししの動線が見やすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く（●）でも、散布が可能と考えられる。

豚熱飼養豚発生県、野生いのしし発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、防疫指針に基づき、以下を考慮し、牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定。

- ① 野生いのししにおける豚熱感染状況
- ② 農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）
- ③ 疫学的リスク低減のため、まだら打ちを避ける（面的に接種し順に拡大）

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）

【21都県】（飼養頭数 3,195,030頭(全国の35.7%)）

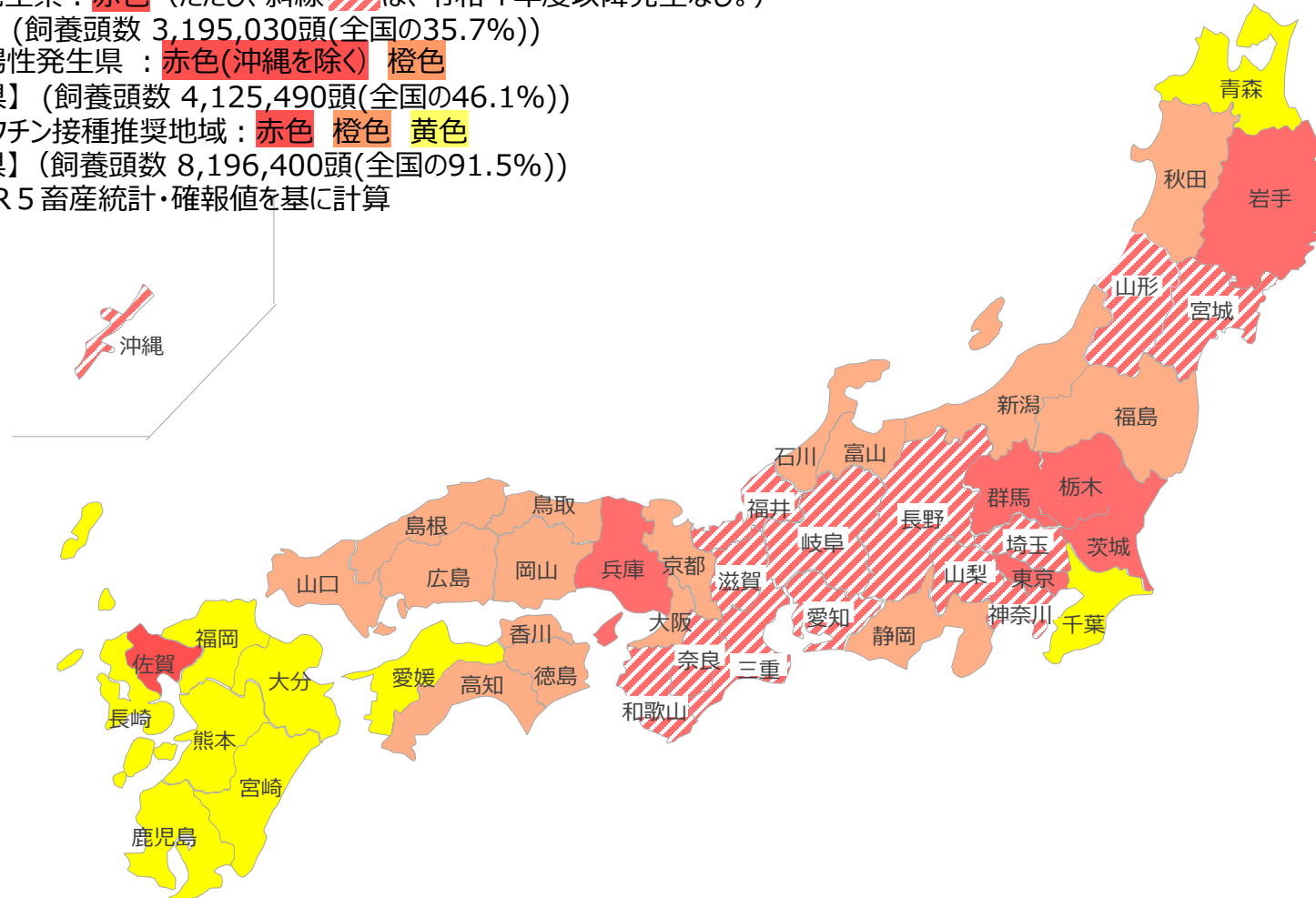
野生いのしし陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

【36都府県】（飼養頭数 4,125,490頭(全国の46.1%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

※飼頭数は、R5畜産統計・確報値を基に計算





農林水産省

大臣メッセージ

○ 今般、佐賀県唐津市において、豚熱の感染が確認されました。九州の野生いのししでは初めての感染確認となります。

○ 我が国の豚八百九十五万頭の約三分の一（二百八十万頭）を占める養豚主産地である九州において、豚熱の感染拡大のリスクが、かつてないほど高まっています。

○ そこで、「ストップ豚熱」。地域の大事な養豚業を守るため、生産者をはじめとした養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、防疫対策に取り組むことが必要です。

○ まずは、地域での「ストップ豚熱」です。野生いのししの感染拡大を防ぐため、経口ワクチンの散布を進めます。野生いのししにおける感染拡大を防ぎ、九州の養豚業を守るため、農林水産省としては、専門家の議論も踏まえ、佐賀県で豚熱の経口ワクチン散布を行うことを可能といたします。佐賀県と連携して、迅速かつ重点的に、ワクチン散布を行ってまいります。

○ 次に、野生いのししのサーベイランスと捕獲を進めます。野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、九州全県で、野生いのししのサーベイランスを強化・徹底します。また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全県で、野生いのししの捕獲の強化にも取り組みます。特に、佐賀県では、発生が確認された地域において、重点的に取組を進めます。

○ そして、農場段階での「ストップ豚熱」です。豚熱の発生予防対策としては、適時・適切な飼養豚へのワクチン接種が必要ですが、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理を徹底することが重要です。生産者の皆様におかれては、日頃の消毒はできているか、野生動物の侵入はないか等、農場にウイルスを持ち込ませないよう、飼養衛生管理を再点検し、管理の徹底を図るとともに、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底を行うようお願いいたします。

○ 農林水産省は、九州の養豚業を豚熱から守り、生産者の皆様の御不安を払拭することができるよう、九州各県の皆様と一体となって、豚熱のまん延防止に全力で取り組んでまいります。

令和六年六月七日 農林水産大臣 坂本 哲志